



平成25年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社ハイレックスコーポレーション
代表者名 取締役社長 寺 浦 實
(コード番号 7279 東証第2部)
問合せ先 専務取締役 中 野 充 宏
(TEL 0797-85-2500)

内部統制システムの基本方針の一部改定についてのお知らせ

当社は、平成25年12月13日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。(変更部分を下線で示しております。)

記

1. 内部統制の基本方針

(1) 経営理念と経営信条、社訓

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所としております。

【経営理念（創業の理想）】

- ①この仕事を通じて社会に貢献する
- ②この仕事を通じて立派な人を創る

この経営理念（創業の理想）を実現するための経営方針として経営信条、社訓を定めております。

【経営信条】

良品 安価 即納

【社訓】

信義誠実 和衷協力 不撓不屈 業務奉仕

【経営信条】は、【経営理念（創業の理想）】「①この仕事を通じて社会に貢献する」を実現するために実践しなければならない経営の根幹となる大方針です。

【社訓】は、【経営理念（創業の理想）】「②この仕事を通じて立派な人を創る」を実現するために全役員、全従業員が実践しなければならない人間形成の指針です。

(2) アクション・ガイドライン

【経営理念（創業の理想）】「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を継承、実現していく上での倫理的なルール、行動規範を明確にし、もって当社の事業に対する社会の信頼を維持向上させるとともに、人為的原因で起こりうる会社経営上の損失をもたらす危険を未然に回避することを目的として「アクション・ガイドライン」を制定しております。

「アクション・ガイドライン」の基本的な考え方は、

- 1) 見識を備えた社会人としての品格ある行動
- 2) 他人の名誉、尊厳、意見を尊重する基本的認識
- 3) 取引先、地域社会に対する感謝の気持ち

です。

行動規範である「アクション・ガイドライン」は、【経営理念（創業の理想）】、【経営信条】、【社訓】とともに、当社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）を整備するにあたり、根本となる基盤であります。

2. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能を持ち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。

(2) 人事総務グループは、コンプライアンス推進の事務局として、マニュアル、関連規定の制定など、当

社ならびにグループ各社（以下拠点と標記します）の体制整備及び教育の企画・実施、拠点・部門内教育のサポートを行います。

また、人事総務グループは、当社の事業に適用される法令ならびに当該法令の改正状況等を把握し、その内容を関連各部門に周知することにより、法的要求事項への対応及び法令遵守の徹底を図ります。

- (3) 各拠点・部門は、コンプライアンス・オフィサーである拠点長、部門長の指導、教育のもと、具体的な行動基準を定めた「アクション・ガイドライン」、ならびに当該行動基準を実行する上での留意事項や参照すべき関係法令・社内規定等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。
- (4) 当社は、グループの従業員等が、コンプライアンス違反行為が行われている又は行われようとしていることに気づいた時、上司を経由した通常の報告ルートでは迅速、効果的な対応が困難と認められる場合において直接通報、相談することができる窓口として「ヘルプライン」を設置しております。また、「内部通報者保護規定」を制定し、通報者・相談者の保護を確保しています。こうした内部通報体制の運用により、問題への適切な対応実施、事態の早期解決を図ります。
- (5) 監査役は、独立の立場から、当社をはじめグループにおけるコンプライアンスの状況について監査を実施します。
- (6) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要な情報収集をおこない、独立の立場から取締役のコンプライアンスの実践、推進状況を含む職務執行を監査します。
- (7) 社長直属の機関である内部統制監査室は、「内部統制監査規定」に基づき、業務ラインから独立した立場で、各拠点・部門のコンプライアンスの状況を監査します。
- (8) 監査役および内部統制監査室は、効率的な監査実施のため、それぞれの立場で相互に連携し、また牽制しながら業務を遂行します。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存、管理します。取締役、監査役ならびにその他関係者は、文書管理規定に基づき必要な文書等を閲覧することができます。
- (2) 情報セキュリティポリシーならびにその他情報セキュリティ関連規定を整備し、文書等の保護、管理、活用の水準向上および円滑化を図ります。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど当社の事業運営において損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、それぞれの担当部門にて、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や施策実施にかかわる指導、点検等を行ないます。また、組織横断的で全社的対応を要する損失の危険の管理に関しては、人事総務グループがとりまとめ事務局となって対応します。
- (2) 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）および担当部門を決定します。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 任意の機関として「政策委員会」及び「経営会議」を定期的で開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や取締役会付議事項に関する事前検討を効率的に行います。
- (2) 経営管理の意思決定機関として定期的に取り締役員会を開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。
- (3) 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役会が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。
- (4) 「職務権限規定」、「決定権限規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、

執行役員は、職務を執行します。

- (5) 事業運営については、将来の事業環境を踏まえ、長期経営計画、年度会社方針、年度予算を策定しており、各部門は方針・予算に沿った目標の達成に向け具体的な計画を立案、実行します。
業績動向、計画の実施・進捗状況を、取締役が出席する毎月の業績検討会にてチェックし、問題点への対応を迅速に行います。

6. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。
- (2) 関係会社各社より週次報告及び月次報告を提出させ内容を検証するとともに、必要に応じて追加報告指示、事態是正指示などを実施します。
- (3) 海外関係会社への出向者あるいは現地人責任者が帰国又は来日する際に、代表取締役、担当取締役及び担当部門関係者に対し業績、業務運営状況に関する報告を義務付けております。これにより、各社現状の把握、問題点への対処を迅速、的確に実施します。
- (4) 代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善の指示、当社による支援の手配等を実施します。
- (5) 監査役および内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。

7. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、人事総務グループを対策事務局とし、警察・弁護士等外部専門機関・専門家と連携しながら対応します。

8. 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置します。
- (2) 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
- (3) 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行なう他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。
- (2) 監査役は、随時、必要に応じて取締役、従業員、関係会社取締役、同従業員から業務の執行、遂行状況を聴取します。
- (3) 監査役は、全ての稟議書ならびにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。
- (4) 監査役は、当社工場その他の拠点ならびに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保、および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、社長直属の機関である内部統制監査室を事務局として、当社および当社グループの内部統制システムの継続的な評価と是正を実施し、整備・運用を行います。

以上